



グローバル企業の子会社 に求められる コーポレートガバナンス

詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

Matt Timmons

ディレクター
ガバナンス&コンプライアンス

電話: +44 (0)7764 958130
メール: mattthew.j.timmons@pwc.com

Fabia Welch-Richards

シニアマネージャー
ガバナンス&コンプライアンス

電話: +44 (0)7483 332472
メール: fabia.welch.richards@pwc.com

英国政府は、信頼と透明性の拡大を掲げたアジェンダの一環として、特定の従業員および/または財務基準を満たす、すべての英国企業に適用される新しいコーポレートガバナンス報告規則を決定しました。

新しい規制は、FTSEの英国子会社および海外に本社を置く多国籍企業に対し、その親会社レベルでどのようなコーポレートガバナンスが採用されているかどうかに関係なく適用されます。

1

2019年1月1日以降に開始する会計年度については、すべての英国企業が新しいコーポレートガバナンスプロセスと管理を実施し規制を順守しなければなりません。

これらの新要件に関する報告開示は2020年に開始されます。

2

この規制に違反した場合には以下のようなリスクがあります。

- 取締役の個人的責任
- 英国会社法違反
- 会社および取締役会に対する訴訟
- 社会的評判/ブランドのダメージ

3

企業が真実の公正な開示を行うためには、直ちに準備を始めることが重要です。各開示事項は、実際の行動で担保される必要があります。

これは単純なチェック形式の開示ではありません。



pwc

4つの個別のレポート要件があり、適合する基準に応じ企業は1つまたはすべてに関して報告しなければならない場合があります。

数値基準

<p>コーポレート・ガバナンス** ・ステートメント</p> <p>全世界で次の規模を上回る 英國企業：</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員2000名または・2億ポンドの売上高と20 億ポンドを超える貸借対 照表資産 	<p>セクション172ステートメ ント**</p> <ul style="list-style-type: none">・2006年会社法で大企業と 定義され、3つの数値基準 のうち2つを超える企業：・3600万ポンドの売上高・合計1,800万ポンドの貸 借 対照表資産、または・英国内の従業員250人 	<p>ステークホルダー・エンゲージ メント・ステートメント**</p> <ul style="list-style-type: none">・英國会社法で大企業の定 義に該当する企業（前述 と同じ） 	<p>従業員エンゲージメント ステートメント**</p> <ul style="list-style-type: none">・英国内の従業員が250人 を超える企業（財務上の 数値基準に関係なく） 
---	--	---	---

要件

<p>企業は、英國の企業のコーポ レートガバナンスの取り決め が何であるかについて、年次 報告書の取締役報告書とウェ ブサイトに記載する必要があります。これには、認められた コーポレートガバナンスコードの適用方法、および該当する 場合はコンプライアンス違反の説明領域を含みます。</p>	<p>企業は、年次報告書の戦略報 告書とウェブサイトで、従業 員、顧客、サプライヤー、およ び環境を考慮しながら、会社 の長期的な成功を促進するた めに、取締役がどのように法 的義務を考慮および適用し たかを説明するステートメン トを作成する必要があります。</p>	<p>企業は、取締役報告書で、サ プライヤ、顧客、その他との企 業のビジネス関係をどのように 考慮しているかを説明する 必要があります、これが企業の主 要な決定に与える影響を示し ます。</p>	<p>企業は、従業員のエンゲージ メントを高めるために取られ た措置を取締役報告書に記 載し、会計年度中に主要な決 定を下す際に取締役が従業 員の要望をどのように考慮し たかを要約する必要があります。</p>
---	---	---	--

行動

<ul style="list-style-type: none">・現在のガバナンスと管理 の枠組みを確認および評 価。・コーポレートガバナンス コードに対するGAP分析。・主要なガバナンス文書を 実装または改訂(例、定 款、契約条件)。補助的な ガバナンスコードを導入。	<ul style="list-style-type: none">・現在の取締役会のプロセ ス、手順、および管理を確 認および評価。例えば、取 締役会の構成、活発な取 締役会の開催、親会社の取 締役会と子会社の取 締役会間の正式な委任、およ び管理など。・予防的対策を実施。例え ば、利益相反ポリシーまた は補助的なガバナンスコー ドなど。・取締役の研修と評価を導 入。	<ul style="list-style-type: none">・主要なステークホルダー を確認/特定し、市場に対す るステークホルダーの関 心と慣行をベンチマークす る。・取締役会レベルで主要な 決定を行う際に、ステーク ホルダーの関心を提示する 方法を開発。・取締役会レベルでのエン ゲージメントに同意し、内部 リスクおよび管理枠組みの エンゲージメントを更新。	<ul style="list-style-type: none">・市場に対する従業員のエン ゲージメントをベンチマー ク。・取締役レベルで主要な決 定を行う際に従業員のエン ゲージメントを示す方法を開 発。・取締役レベルでエンゲージ メントに同意し、従業員の エンゲージメントの獲得の ために委任責任を明確化。
---	--	---	---

**統合ルールが適用される場合があります。